

2022年7月19日

各 位

会社名 アウンコンサルティング株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 信太 明
(コード番号 2459 東証スタンダード)
問合せ先 取締役副社長 坂田 崇典
TEL 03-5803-2727

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年8月23日開催予定の当社第24期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 株主総会の開催形式(場所の定めのない株主総会)の追加

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が可能となりました。

当社におきましても、遠隔地の株主さま等多くの株主の皆さまが出席しやすくすることで、株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主の皆様の利益に資すると考え、現行定款第11条に第2項を追加するものであります。

なお、当社は、当該変更にあたり、経済産業大臣および法務大臣によって、経済産業省令・法務省令で定める上記の要件に該当する旨の確認を受けております。

(2) 株主総会資料の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 変更案第14条(電子提供措置等)第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第14条(電子提供措置等)第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力発生日等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線 〓 は、変更を示す)

現行定款	変更案
(招集の時期) 第11条 (条文省略) (新設)	(招集) 第11条 (現行どおり) ② <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>
(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第14条 <u>当社は、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</u> (新設)	(削除)
附則 (新設)	(電子提供措置等) 第14条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> ② <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
	附則 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) 第2条 <u>変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)の削除および変更後定款第14条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> ② <u>前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)は、なお効力を有する。</u> ③ <u>本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日

2022年8月23日(火)

定款変更の効力発生日

2022年8月23日(火)

以上